２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

一区	二区	三区
二一八円	一二四円	六八円

（食事付宿泊費）

第五条　宿泊供与に併せてその期間中規則第百十六条第二号の規定による措置（以下「食事付宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
二、三二五円	二、二〇二円	二、〇八八円

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

一区	二区	三区
二一八円	一二四円	六八円

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	八王子市　町田市　国立市　横浜市　川崎市　大阪市	豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市	泉佐野市

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

級地別＼地区別	一区	二区	三区
一級地	二二五円	一〇五円	六二円
二級地	二〇五円	九五円	五七円
三級地	一八四円	八五円	四九円

（食事付宿泊費）

第五条　宿泊供与に併せてその期間中規則第百十六条第二号の規定による措置（以下「食事付宿泊供与」という。）に要する費用の支弁は、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額とする。

一級地	二級地	三級地
二、〇四八円	一、九四五円	一、八四二円

２　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

級地別＼地区別	一区	二区	三区
一級地	二二五円	一〇五円	六二円
二級地	二〇五円	九五円	五七円
三級地	一八四円	八五円	四九円

（委託事務費）

第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市